

その他このようなご相談は 司法書士へ

借金 に関するご相談

- 多額の借金を抱えてしまい、返済ができなくなってしまった…
- 相続したら借金があったけど支払わなければいけないの？

裁判 に関するご相談

- 裁判所から郵便物が届いた
- 建物の明渡しを請求されている

契約などに関する トラブルのご相談

- 知らない業者から身に覚えのない請求書が届いた
- インターネットにおける取引でトラブルになってしまった
- ワンクリック詐欺に引っかかってしまった
- 突然訪問してきた業者と契約をしてしまったけどやっぱりやめたい

交通事故 に関するご相談

- 交通事故にあったが、相手方が修理費用等を支払ってくれない

全国司法書士会一覧

〒	住 所	電話番号	FAX番号
札幌会	060-0042 札幌市中央区大通西13-4	011-281-3505	011-261-0115
函館会	040-0033 函館市千歳町21-13 桐朋会館内	0138-27-0726	0138-27-0721
旭川会	070-0901 旭川市花咲町4	0166-51-9058	0166-51-5470
釧路会	085-0833 釧路市宮本1-2-4	0154-41-8332	0154-42-8643
宮城県会	980-0821 仙台市青葉区春日町8-1	022-263-6755	022-263-6756
福島県会	960-8022 福島市新浜町6-28	024-534-7502	024-531-1271
山形県会	990-0021 山形市小白川町1-16-26	023-623-7054	023-624-8078
岩手県会	020-0015 盛岡市本町通2-12-18	019-622-3372	019-653-2427
秋田県会	010-0951 秋田市山王6-3-4	018-824-0187	018-824-0196
青森県会	030-0861 青森市長島3-5-16	017-776-8398	017-774-7156
東京会	160-0003 新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F	03-3353-9191	03-3353-9239
神奈川県会	231-0024 横浜市中区吉浜町1	045-641-1372	045-641-1371
埼玉会	330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-7861	048-864-2921
千葉会	261-0001 千葉市美浜区幸町2-2-1	043-246-2666	043-247-3998
茨城会	310-0063 水戸市五軒町1-3-16	029-225-0111	029-225-2545
栃木県会	320-0848 宇都宮市幸町1-4	028-614-1122	028-614-1155
群馬会	371-0023 前橋市本町1-5-4	027-224-7763	027-221-8207
静岡県会	422-8062 静岡市駿河区福川1-1-1	054-289-3700	054-289-3702
山梨県会	400-0024 甲府市北口1-6-7	055-253-6900	055-251-1677
長野県会	380-0872 長野市妻科399	026-232-7492	026-232-6699
新潟県会	950-0911 新潟市中央区笹口1丁目11番地15	025-244-5121	025-244-5122
愛知県会	456-0018 名古屋市中熱田区新尾頭1-12-3	052-683-6683	052-683-6288
三重県会	514-0036 津市丸之内養正町17-17	059-224-5171	059-224-5058
岐阜県会	500-8114 岐阜市金竜町5-10-1	058-246-1568	058-245-2327
福井県会	918-8112 福井市下馬二丁目314番地 司調合同会館	0776-43-0601	0776-43-0608
石川県会	921-8013 金沢市新神田4-10-18	076-291-7070	076-291-4285
富山県会	930-0008 富山市神通本町1-3-16エスポワール神通3F	076-431-9332	076-431-0010
大阪会	540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6	06-6941-5351	06-6941-7767
京都府会	604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5-232-1	075-241-2666	075-222-0466
兵庫県会	650-0017 神戸市中央区楠町2-2-3	078-341-6554	078-341-6567
奈良県会	630-8325 奈良市西木辻町320-5	0742-22-6677	0742-22-6678
滋賀県会	520-0056 大津市末広町7-5 滋賀県司調会館2F	077-525-1093	077-522-1396
和歌山県会	640-8145 和歌山市岡山丁24番地	073-422-0568	073-422-4269
広島会	730-0012 広島市中区上八丁堀6-69	082-221-5345	082-223-4382
山口県会	753-0048 山口市駅通り2-9-15	083-924-5220	083-921-0475
岡山県会	700-0023 岡山市北区駅前町2-2-12	086-226-0470	086-225-9004
鳥取県会	680-0022 鳥取市西町1-314-1	0857-24-7013	0857-24-6081
島根県会	690-0884 松江市南田町26	0852-24-1402	0852-31-0200
香川県会	760-0022 高松市西内町10-17	087-821-5701	087-821-5879
徳島県会	770-0808 徳島市南前川町4-41	088-622-1865	088-622-1896
高知県会	780-0928 高知市越前町2-6-25	088-825-3131	088-824-6919
愛媛県会	790-0062 松山市南江戸1-4-14	089-941-8065	089-945-1914
福岡県会	810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23	092-714-3721	092-714-4234
佐賀県会	840-0843 佐賀市川原町2-36	0952-29-0626	0952-29-5887
長崎県会	850-0032 長崎市興善町4-1 興善ビル8F	095-823-4777	095-823-4662
大分県会	870-0045 大分市城崎町2-3-10	097-532-7579	097-532-3560
熊本県会	862-0971 熊本市中央区大江4-4-34	096-364-2889	096-363-1359
鹿児島県会	890-0064 鹿児島市鴨池新町1-3 司調センタービル3F	099-256-0335	099-250-0463
宮崎県会	880-0803 宮崎市旭1-8-39-1	0985-28-8538	0985-28-8537
沖縄県会	900-0006 那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526	098-861-7758

日本司法書士会連合会

〒160-0003 新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館3F TEL 03-3359-4171(代表)

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

その請求に困ったら司法書士へ

返済に困った…?!?
そんなときは**司法書士**に
相談してみませんか!!

奨学金が
返せない

家賃を
滞納した
このままだと
追い出されそう

ずっと請求が
なかった
借金の
支払い督促が来た

一人で悩むより、
「**くらしの法律家**」司法書士に
お気軽にご相談ください。

面談・電話にて
相談をお受けいたします。

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

過去の借金の請求が届いた



貸金業者や銀行からの借金については、請求を受けずに長期間支払いをしていない場合、支払いをする必要がなくなる場合があります。(消滅時効といい、その期間は法律で定められています。)

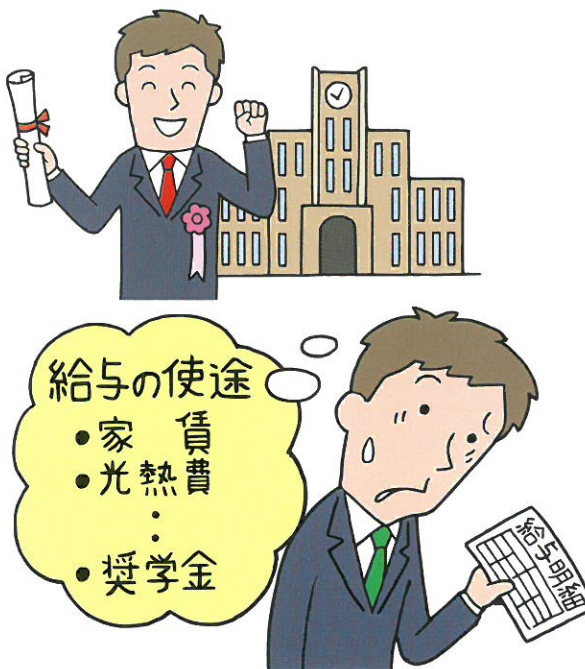
しかしながら、現在多くの方が、この時効によって消滅した借金の請求を受けています。

これは、民法では、この時効によって支払う意思がないことを相手に伝える必要があるという定めがあるからです。

消滅したといっても支払いの約束をしてしまうと支払う必要が復活してしまいます。

もし、支払いの督促を受けて支払ったとしても、場合によっては時効によって支払う必要がないと言える場合もありますので、まずはご相談ください。

奨学金の督促が届いた



現在、大学生の2人に1人以上が奨学金という多額の借金をしています。この背景には学費の高騰と経済苦により親の援助を受けられない学生が急増していることがあります。

「請求が来ているが収入が低くて払えない」「裁判所から支払督促が届いたけど、どうすればいいの」「延滞金が増えていく一方で怖い」「自己破産すると仕事は辞めなければならないの」「保証人に請求が来てしまった」など、奨学金を返したくても返せないことによる深刻な相談が増えていきます。返還を継続するだけでなく、毎月の返済金を猶予したり、減額、免除する制度や返済に困ったときの救済手段もあります。まずはご相談ください。

家賃を滞納して督促されている



家を借りて生活しているときに、失業などの理由により収入が途絶え、家賃の支払いに頭を悩ませることが起きるかもしれません。

滞納が続いてしまうと、大家さんから賃貸借契約を解除されて、明け渡しを求められることになります。状況によっては話し合いにより、生活の場を失うことを回避することができるかもしれません。

明け渡すことがやむを得ない場合でも、転居先を見つけた後の引越しとなるよう話し合いが必要となるでしょう。民事調停を利用することも考えられます。

滞納してしまった自分が悪いとあきらめてしまわずに、まずはご相談ください。